

# 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する総理府令及び関係告示の施行について（通知）

（平成6年2月18日）

（使用者・販売業者・廃棄業者あて）

（科学技術庁原子力安全局放射線安全課長）

貴事業所におかれましては、放射性同位元素等の取扱いに当たり、平素から放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）に基づく放射線安全管理を行い、放射線障害防止に努められていることと存じます。

さて、今般、最近の規制緩和に関する動きに対応して、放射線障害防止法の手続関係でいくつかの規制緩和措置を講じること、平成4年11月30日の「行政文書の用紙規格のA判化に係る実施方針」の申し合わせに基づき、放射線障害防止法に基づく申請・届出用紙等のA4判化を図ること等を目的に、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「規則」という。）の改正並びに関係告示の改正及び制定を行い、規制緩和関係については、平成6年2月18日に公布し、2月20日から施行し、申請・届出用紙等のA4判化関係については、平成6年3月8日に公布し、4月1日から施行することといたしました。

つきましては、その主要点及びその他注意していただきたい事項等を別添のとおり取りまとめましたので、貴事業所におかれましてもその内容を熟知のうえ、放射線障害防止法に基づく許可申請等の際に遺漏のなきようお願いいたします。

## 別添

### 放射線障害防止法関係法令の改正の主要点等について

#### 1 申請書等のA4判化

放射線障害防止法に係る申請・届出用紙の大きさは、規則別記様式により、様式別にB4、B5又はA4と規定されているが、平成6年4月1日からA4判に統一することとしたこと。

なお、申請・届出等については、規則別記様式に基づき、ワープロ等で作成しても差

し支えないこと。

## 2 放射線障害防止法施行規則の改正

最近の規制緩和に関する動き等に対応して、平成6年2月20日をもって、次のように改正したこと。

### (1) 申請書等の提出部数の削減(別紙参照)

放射性同位元素等の使用の許可(変更許可)、販売の業の許可(変更許可)、廃棄の業の許可(変更訂可)に係る申請書の提出部数及び使用場所の一時的変更届の提出部数を、別紙のとおり削減したこと。

なお、告示で定める工場又は事業所に係る使用の許可(変更許可)申請書の提出部数は、従前のとおりであるので注意すること。

### (2) 変更の許可を要しない軽微な変更の事案の追加

放射線発生装置の最大出力(申請書上「性能」又は「使用の方法」の欄に記載される最大出力)の減少を行う際の手続きを変更許可申請ではなく、軽微な変更に係る変更届でよいこととしたこと。

「最大出力の減少」とみなされる変更とは、申請書の「性能」又は「使用の方法」の欄に記載された出力(最大放射線出力、最大加速エネルギー値、最大加速電流値(最大加速粒子数を含む。)等)が減少に向かう変更をいい、例えば、同一機種において、医療用加速器では「最大放射線出力」又は「最大加速エネルギー値」が減少すること、研究用加速器では「最大加速エネルギー値」又は「最大加速電流値」が減少することがあること。

なお、最大放射線出力の減少とは、加速エネルギー値又は加速電流値の減少に伴う出力減少をいい、どちらか一方が増加する場合は該当しないことに留意すること。

## 3 申請等の時期についての注意点

### (1) 申請の時期

使用者、販売業者又は廃棄業者が、その工場若しくは事務所、販売所又は廃棄事業所について、許可使用に係る変更の許可の申請等の申請を行う場合には、一般的に申請を受理してから許可されるまで数ヶ月を要するので、変更の予定年月日から十分な余裕をもって申請すること。

の申請を行う場合に、当該事業所等が病院等の医療機関であり、かつ、放射線障害防止法による手続き以外に医療法による手続きが必要な場合には、使用者は必

ず並行して都道府県知事に対して医療法に基づく手続きを行っておくこと。

## (2) 届出の時期

使用者が、変更の許可を要しない軽微な変更の届出、放射線障害防止法第3条の2第2項に基づく届出使用に係る変更の届出等あらかじめ届け出なければならない届出を行う場合には、当庁において変更の予定年月日よりも前に届出を受理できるよう、余裕をもって届出を行うこと。

使用者等が、許可使用に係る氏名等の変更の届出、放射線取扱主任者の選任・解任の届出等変更してから30日以内に届け出なければならない届出を行う場合にも、当該期限に対して余裕をもって届出を行うこと。

## 4 放射線取扱主任者免状関係

### (1) 放射線取扱主任者免状関係の申請書(申込書)を記入する際の注意点

次の規則別記様式中の「本籍」欄については、都道府県名のみで足りること。

様式第18(放射線取扱主任者試験受験申込書)

様式第18の3(放射線取扱主任者試験合格証再交付申請書)

様式第18の6(放射線取扱主任者講習修了証再交付申請書)

様式第19の2(第1種・第2種放射線取扱主任者免状( )交付申請書)

様式第20(第1種・第2種放射線取扱主任者免状( )訂正申請書)

様式第21(第1種・第2種放射線取扱主任者免状( )再交付申請書)

なお、様式第18の3、様式19の2、様式第20及び様式第21中の「現住所」欄には、郵便番号を併せて記入していただきますようお願いします。

### (2) 日本の国籍を有しない者に対する放射線取扱主任者免状の交付等の際の取扱い

日本の国籍を有しない者が、放射線取扱主任者免状(以下「免状」という。)の交付を申請する場合又は免状の記載事項の訂正を申請する場合には、規則第36条の2又は第37条の「戸籍抄本」に代えて「外国人登録済証明書」を添付することで差し支えないこと。

## 5 その他

放射線障害防止法に基づく手数料についても、平成6年4月1日から、改定することとしていること。

なお、手数料額等詳しいことは、申請書等を提出しようとする際、担当官にお問い合わせ

わせ下さい。

(別紙)

放射線障害防止法における提出部数の削減

(総理府令の改正により措置)

許認可事項	根拠法令	現行提出部数		改正後提出部数
		正	副	(改正は副本のみ)
使用の許可	法3条第1項	正1通	副4通	副3通(告示で定める特別な場合のみ4通)
変更の許可 (使用許可)	法10条第2項	正1通	副4通	副3通(告示で定める特別な場合のみ4通)
販売の許可	法4条第1項	正1通	副4通	副3通
変更の許可 (販売許可)	法11条第2項	正1通	副4通	副3通
廃棄業許可	法4条の2第1項	正1通	副4通	副3通
変更の許可 (廃棄許可)	法11条の2第2項	正1通	副4通	副3通
一時的変更届出	法10条第6項	正1通	副1通	副0通

(注) 告示で定める特別な場合

- ・ 学校教育法(昭和22年法律第26号)による学校の設置する病院又は診療所
- ・ 国の設置する病院又は診療所(厚生大臣の設置するものを除く。)であって、前号に規定するもの以外のもの